



# こちら119

発行 三井消防署  
☎72-5101(代)

## 春の火災予防週間

毎年、3月1日から7日まで全国一斉に春の火災予防運動が実施されます。

この運動は、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、尊い生命や貴重な財産の損失を防ぐことを目的として、『住宅防火 いのちを守る 7つのポイント』を呼びかけています。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント ~ 3つの習慣、4つの対策 ~

### 3つの習慣

- ・ **寝たばこ**は、絶対やめる。
- ・ **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ **ガスコンロ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

### 4つの対策

- ・ 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- ・ 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- ・ 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- ・ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



### 住宅用火災警報器とは？



火災の煙や熱を感知して、住宅内の人に**警報音**や**音声**で火災の発生を知らせる装置です。いち早く火災の発生を知ることによって逃げ遅れを防止し、**火災からあなたを守ります。**

- 消防法の改正により、**個人住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。**  
**新築住宅には新築された日から、既存住宅には平成21年5月31日までに設置が必要です。**  
住宅用火災警報器の設置場所については条例で定められています。不明な点は消防署までお問い合わせ下さい。  
※住宅用火災警報器は、防災設備取扱店やホームセンターなどで取り扱っているところもあります。購入する目安として、**NSマーク**がついているものを推奨します。
- この改正に至った背景には、急増する住宅火災による死者数が挙げられ、その数は建物火災による死者数の**約9割**に及びます。また住宅火災による死者の**約7割**が逃げ遅れによるものであり、この犠牲を低減させるためには火災警報器の普及促進が不可欠です。アメリカでは設置義務化し21年間で死者数が**5割減**となり、イギリスでも同様に13年間で**4割減**しています。

### 消費生活相談室

## 新聞購読契約をするときの注意

就職や進学、転勤などで新居へ引っ越すと、何社もの新聞販売店から勧誘を受けることがあります。長年お住まいのお宅に対しても契約の勧誘が活発になる季節です。

訪問販売で新聞の購読契約をした時は、必ず法定の契約書面が交付されなければなりません。小さい伝票のようなものですが、購読期間や契約者の住所氏名・押印、裏面にはクーリング・オフ(無条件解約)に関する事など大切な事が書かれています。家族全員がわかりやすい場所に購読期間が終わるまで大切に保管しておきましょう。

クーリング・オフ期間(契約書受領日から8日間)を過ぎれば、原則として**購読期間を定めて契約したものは自分の都合だけで購読を中止することはできない**ため、何年も先の契約をすると状況が変わった時に困ることになります。トラブルを避けるためにも、下記の点に注意して先の見通しが立つ期間だけ契約することが大切です。

○契約書に書かれている内容を確認しましょう！ ○「いつでも解約してよい」という考えは間違いです！ ○クーリング・オフする時は電話連絡などの口頭ではなく、記録が残るように必ず書留ハガキを出しましょう！

### 小郡市消費生活相談室

- ▶ 窓口開設日時  
毎週月・火・木・金  
曜日 / 午前9時 ~ 正午、午後1時 ~ 4時
- ▶ 問い合わせ先  
小郡市消費生活相談室 ☎72-2111 内線144

